

社団法人 小郡三井医師会選挙規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規則は、定款第14条、第24条及び第29条に基づく小郡三井医師会の役員、議長、副議長及び裁定委員の選出について必要な事項を定める。

(選挙の運営及び管理の機関)

第2条 選挙に際して、選挙管理委員会をその都度設ける。

(選挙管理委員会の任務)

第3条 委員会は選挙の適正な遂行を管理し、かつ一般選挙事務を担当する。

(選挙管理委員会の委嘱並びに構成)

第4条 本規則第2条に基づく委員会の委員は、会員の中から会長が理事会に諮り委嘱する。

- 2 委員の委嘱は選挙30日前までに行う。
- 3 委員の任期は委嘱の日より選挙後処理の完結の日までとする。
- 4 委員の数は4名以内とする。
- 5 委員長、副委員長は、委員中より互選により選出する。
- 6 委員長は委員会を代表し、その業務を統括する。
- 7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 8 委員が被選挙人になったときは、委員を辞退し、直ちにその数を補充するものとする。

第2章 選挙の公示

(選挙の種類及び人数)

第5条 選挙の種類及び人数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|----|----------|----|
| (1) 議長 | 1名 | (5) 理事 | 6名 |
| (2) 副議長 | 1名 | (6) 監事 | 2名 |
| (3) 会長 | 1名 | (7) 裁定委員 | 5名 |
| (4) 副会長 | 1名 | | |

(選挙の期日及び告示)

第6条 選挙は任期満了にあたる年の1月中に行う。

- 2 選挙の期日は、選挙の少なくとも20日前に会員に通知しなければならない。

(選挙人及び被選挙人資格)

第7条 選挙人の資格は、当該選挙を実施する年の1月1日現在の会員とし、被選挙人の資格は2年以上継続在籍者とする。

第3章 候 補 者

(候補者の届出)

第8条 会員が候補者となろうとするときは、当該選挙の期日10日前の午後4時までに、所定の文書によって、選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 会員が他の会員を候補者に推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前項の規定に従って推薦の届け出をしなければならない。

(候補者の告示)

第9条 候補者の氏名は、当該選挙の期日3日前までに会員に通知しなければならない。

(候補者の取り下げ)

第10条 本規則第8条による届出は、投票期日5日前までに限り取り下げることができる。

(候補者の定数不足の場合)

第 11 条 候補者数が定数に満たない場合は、被選挙人資格者の中から投票により決定する。

第 4 章 投 票

(投票の方法)

第 12 条 選挙は、選挙会場において出席会員による直接無記名投票で行う。

(投票方法の種類)

第 13 条 定員 1 名の選挙は単記投票とし、その他は連記投票とする。

2 連記は定員の 2 分の 1 以上定員までとする。

(無効票)

第 14 条 次の投票は無効とする。

氏名以外の文字を記載したもの。

2 次の投票はその部分が無効とする。

(1) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

(2) 候補者の誰を記載したか確認しがたいもの。

(3) 同一候補者の氏名を 2 以上記載したもの。

(投票及び開票)

第 15 条 投票及び開票の事務並びにこれに付随する管理事項は、選挙管理委員会がこれを行う。

第 5 章 当 選 人

(当 選)

第 16 条 当選は有効投票の得票数の多いものから当選人とする。

2 得票数同数の場合は、同数の者の再選挙を行う。

(当選人の決定)

第 17 条 当選人は、原則として、その役職の就任を辞退することができない。

(無投票当選)

第 18 条 候補者の数が定数を越えない場合は、投票を行わず、当選人を決定する。

(繰上当選)

第 19 条 当該選挙の日から 1 年以内に当選人の欠員が生じた場合は、投票数の次位の者を順次に繰り上げて、理事会の承認及び本人の承諾を得て当選人とする。

第 6 章 附 則

第 20 条 本規則は、平成 3 年 1 1 月 2 9 日より施行する。

設 定 平成 3 年 1 1 月 2 9 日

改 訂 平成 1 1 年 1 1 月 2 6 日 (理事数)